

住民基本台帳カード（住基カード）の継続利用

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

平成24年7月9日から転出後も利用可能となりました



これまで住基カードをお持ちの方が他の市区町村へ引っ越しするときは、転出時に住基カードが失効され使用できなくなりました。

しかし、住民基本台帳法改正により、平成24年7月9日からは転入先の市区町村窓口へ提出して所定の手続きを行なうことによりカード裏面に新住所が記載され、それまでの住基カードが引き続き利用できるようになりました。（国外への転出を除く）

※これまでと同様に転出届や転入届の提出は必要です。

住所異動の手続き（世帯員のどなたかが有効な住基カードを所持し継続利用する場合）

- 引っ越しの際に、転入先で住基カードを継続して利用する場合は、転出手続きの窓口でお申し出ください。また、転出届を郵便で提出される場合は、住基カードの交付を受けていること、住基カードの継続利用を希望すること、昼間に連絡のとれる電話番号などを必ず記入して請求してください。
- 転入してから14日以内に必ず転入先市区町村窓口で転入の手続きを行ってください。期限を過ぎて届け出た場合、住基カードの継続利用はできません。
- 住基カードの継続利用を希望された場合は、原則として「転出証明書」が交付されません。住基カードが転出証明書の代わりになりますので、転入先では必ず住基カードをご持参のうえ、転入届を提出してください。
- 住基カードを使った特例転入届の場合は、転入手続きの際に住基カードを持参し、住基カードの暗証番号（カード発行の際に登録した4桁の数字）を入力してください。
- 転入の際、「住基カードの継続利用を希望する」旨をお伝えください。持参してない住基カードがある場合は、転入届を行った日から90日以内に転入先の市区町村で継続利用の手続きを行ってください。（90日以降は失効することとなります）

手続きができる方

- ◆転入者本人
- ◆転入者と同一世帯に属する方

必要なもの

- ◆転入される方の住基カード、及びその住基カードの暗証番号
- ◆転出証明書（特例転出届を行っている場合は不要）
- ◆本人確認書類（同一世帯の方が届け出る場合）

注意

- ◆電子証明書はこれまでどおり転出により失効しますので、転入先の市区町村で手続きが必要です。
- ◆住民票が作成される外国人の方の住基カード交付や、住民票の写しの広域交付利用は、平成25年7月から可能となる予定です。

消防団第4分団へ小型動力消防ポンプを配備

問 消防署 庶務係 ☎61-0119

町では、(財)自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業のコミュニティー助成を利用して、小型動力消防ポンプを購入しました。

コミュニティー助成事業は、活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力のある商店街づくりの支援等に対して助成を行い、地域コミュニティー活動の充実・強化を図ることが目的です。

購入した小型動力消防ポンプは、地元の分団員が日頃から訓練を行い、地域防災に役立つよう活用していきます。

